

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は介護保険制度関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務を行う。 具体的には、以下の事務となる ・介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 ・介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・介護保険法第二百九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 ※当市では、介護保険に関する事務において、国民健康保険団体連合会に介護サービス事業者への審査支払等の委託をしており、同会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。 ・介護保険に関する事務において、必要な税情報や公金受取口座等の確認のため、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、国保連合会伝送通信ソフト※国保連合会伝送通信ソフトは、国保連合会が審査支払等のシステムにて使用するデータについて、保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、受給者異動連絡票ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第50条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項等 (表における情報照会の根拠) 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高年介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 高年介護課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 高年介護課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、介護保険に関する事務では、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・人事異動の際には権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。 また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更目	項目	変更前の記載	変更後の記載	輸出時期	輸出時期に係る備考
令和3年1月26日	1～② 事務の概要	右の記載を追加	※当市では、介護保険に関する事項において、国民健康保険連合会に介護サービス事業者への認定や私事の委託をとり、同会が当該事務を実施することによって、個人番号が記載された「支給費算出結果(訂正時)は訂正速報表」を提供している。	事前	
令和3年1月26日	1～③ システムの名称	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、関係連合会伝送連携ソフト、関係連合会伝送連携ソフトは、関係連合会が認定されたシステムにて提供するデータについて、保険者と関係連合会との間で、データの連携を行うシステムのこと。なお、保険者と関係連合会との連携環境は専用回線を確保している。	事前	
令和3年1月26日	2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、支給費算出結果ファイル	事前	
令和3年1月26日	4～② 法令上の根拠	(別表第三における情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 113の項	(別表第三における情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 108. 113の項	事前	
令和3年1月26日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部総務課	〒668-8666 豊岡市大野1番12号 豊岡市役所 健康福祉部高齢介護課		
令和3年3月25日	所長名の役職名	課長 伊達 史典	課長	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-1	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-2	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-1		基礎項目評価書	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-2		十分である	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-3		十分である	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-4		委託しない	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-5		提供・転送しない	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-6		十分である	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-7		十分である	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-8		自己点検	事後	
令和3年3月25日	Ⅱ-9		十分に行っている	事後	
令和3年3月25日	公表日	2019/6/28	2020/3/27	事前	再実施
令和3年3月25日	Ⅱ-4	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
	1-1-②	右の記載を追加	「介護保険に関する事項において、必要な取組や公費受取口座等の確認のため、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報提供を行う。なお、情報提供に必要な情報を「別表」として中間サーバーへ登録する。	事前	公費受取口座情報の提供開始に伴うもの
	1-3-3	右の記載を追加	3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための情報取組等の取組に関する法律(令和3年法律第38号)第9条第6号	事前	公費受取口座情報の提供開始に伴うもの
	1-4-②	(別表第三における情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 108. 113の項	(別表第三における情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 108. 113の項	事前	公費受取口座情報の提供開始に伴うもの
	Ⅱ-1	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	公費受取口座情報の提供開始に伴うもの
	Ⅱ-2	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	公費受取口座情報の提供開始に伴うもの
	公表日	2021/5/3		事前	公費受取口座情報の提供開始に伴うもの
令和3年3月27日	Ⅱ-1	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
令和3年3月27日	Ⅱ-2	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
令和3年3月27日	Ⅱ-8		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事項に係る機密的なデータを管理している。また、介護保険に関する事務では、以下の事項(特定個人情報の取扱いに関して、市事業が介在するが、いずれの取扱いにおいても個人での確認を行う)について、個人番号が表示するリスクへの対策は十分であると考える。 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報記載のある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	事前	
令和3年3月27日	Ⅱ-11		③ 機密のない事によって不正に使用されるリスクへの対策 【十分である】 人事業務に関しては情報漏洩を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。 また、併せて端末アカウトや異種ファイルデータのアクセス制限を厳しく、適切な運用を行っている。 端末が設置してある執務室は閉庁時間内は施錠して施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。	事前	
令和3年3月27日	公表日		令和3年3月14日	事前	
令和3年3月27日	1-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年9月1日法律第22号) ・番号法第9条第1項 別表第一の6の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の7の項等 ・定めた事務を定めた命令(平成25年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一-省令第30条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための情報取組等の取組に関する法律(令和3年法律第38号)第9条第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年9月1日法律第22号) ・番号法第9条第1項 別表第一の6の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の7の項等 ・定めた事務を定めた命令(平成24年内閣府・総務省令第5号) ・別表 省令第30条	事前	
令和3年3月27日	1-4	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第三 (別表第三における情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 108. 113の項 (別表第三における情報提供の根拠) 93. 94の項	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する番号法第2条の表 (表における情報提供の根拠) 2. 3. 7. 11. 15. 42. 45. 65. 68. 80. 83. 86. 87. 108. 110. 125. 128. 131. 132. 144. 161の項 (表における情報提供の根拠) 131. 132の項	事前	